

# 第 4 編



## 第4編 個別災害対策編

### 第1章 雪害対策計画

#### 第1節 雪害予防計画

#### ～ 雪害、常日頃からの備えで、最小限の被害に ～

##### 1 計画の基本的な考え方

冬期における市民生活の安定を図るため、降積雪及び融雪による被害の予防を行う。

##### 2 雪害対策の具体的な方針

- (1) 市民センターを中心とした雪情報の交換
- (2) 自治会、自主防災組織と連携し、共助による克雪体制を整備する。
- (3) 降雪時の交通を確保する。
- (4) 雪害に対する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (5) 速やかに災害応急活動及び被災者支援を実施するための体制づくりを図る
- (6) 流雪溝など、雪に強い基盤整備を行う。
- (7) 危険箇所を把握するなど、雪崩防止対策を推進する。
- (8) 総合的、計画的な雪害対策を実施する。

##### 3 気象情報の伝達

防災関係機関に対して降雪に関する気象情報を伝達広報し、雪害の予防を図るものとする。

資料編：気象予警報の種類及び発表基準

##### 4 雪情報の把握

- (1) 市内の降雪、積雪状況を把握するため、独自の観測点を村山市消防署及び各地域市民センター敷地内に設置し、毎日の状況を記録し、除雪など雪対策に活用する。また、市HPに掲載し市民に公表するものとする。
- (2) 市内各所の降雪、積雪状況の目安として、県で設置している3ヶ所の観測地点データを参考にする。(楯岡、土生田、大高根)

##### 5 雪崩防止

###### (1) 雪崩危険箇所の点検

本市における国土交通省一斉点検による人家に被害を及ぼすことが予想される本市の雪崩危険箇所は39箇所であり、ほとんどの場所で市道部分を含む。

###### (2) 降雪時、融雪時の警戒

- ア 降雪、融雪によって災害の発生が予想される場合には、関係機関による警戒を実施し、相互に綿密な連絡をとりながら、災害の防止に当てるものとする。
- イ 状況により、当該地域に対して消防団の警戒を強化し、関係機関に必要な警告を行い、出動態勢を整備する。

資料編：村山市山地災害危険地区等一覧  
 村山市山地災害危険地区等位置図  
 雪崩危険箇所一覧  
 雪崩危険箇所図

## 6 高齢者等、雪に対する要配慮者の対策

- (1) 雪全般の災害に対応するために、自主防災会を中心に、高齢者等、雪に対する要配慮者世帯の把握に努める。
- (2) 把握に当たっては、日頃の民生委員・児童委員の活動から関係世帯の対応を、地区代表と連携しながら、行うこととする。
- (3) 市社会福祉協議会は、いきいきネットワークを活用して、冬期を中心とした「見守り」体制を行う。また、共同で除雪、排雪、雪下ろしなどの作業に当たる。

## 7 火災予防

冬季においては、暖房器具の使用や雪の障害による電気、ガス設備などの損傷事故等による火災の危険性があるので、消火活動の支障がないように道路や消火栓の除雪を徹底させ、火災予防に努める。

## 8 住宅除雪の体制の整備

### (1) 雪下ろしと克雪住宅の普及

ア 市は、こまめな雪下ろしの実施を呼びかけるなど、住居の管理徹底について広報活動を積極的に行うものとする。

イ 市は、県と連携して、屋根の雪の重量による倒壊を防止するために、克雪住宅の普及を促進する。

### (2) 高齢者等、要配慮者世帯への助成

市は、屋根の雪下ろしが困難な高齢者等、要配慮者世帯に対し、危険回避と除雪費の負担軽減のため、助成措置を講じる。

## 9 空き家等への対策

市内の空き家等への対策については、所有者責任の原則に十分配慮する必要があることから、空き家等所有者の除雪等を市が代行することによって損なわれる公益よりも、除雪等を行うことによって守ることができる公益の方が大きい必要があることに留意し、以下の対応をとるものとする。

### (1) 状況の把握及び関係機関との連携

ア 転居や転出などの事情により、空き家となった家屋については、地区代表を中心に、屋根の雪の状況など、危険がないか、把握する。

イ 市は、空き家からの落雪などにより、市道、通学路、隣家への危険がある場合には、所有者、管理者へ地区代表、市民センターと連携して通知し、雪下ろしを勧奨する。

ウ 市は、市道、通学路に危険が迫っているときは、通行人や車両に注意を呼び掛けるとともに、学校など関係機関へ連絡する。

エ 市は、市民センターと共同し、毎年、空き家についての状況を把握する。

(2) 市費で除雪等する場合

ア 通学路等に面しており、所有者の存在しない空き家の倒壊又は同空き家からの落雪が多く  
の住民に危害を及ぼすおそれがあり、公益が大きく失われると考えられるとき。

イ 空き家の所有者が存在する場合には、所有者に対し自己責任での除雪を促す取り組みを十  
分に実施するが、再三の説得にも関わらず、所有者が何ら対応せず、公益が大きく失われる  
危険がある場合には、前述に照らし合わせ、市で除雪等を代行し、費用を所有者に償還請求  
する。

(3) 市費で除雪等しない場合

ア 基本的に所有者が存在する場合。

イ 危害を及ぼされるおそれがある空き家に、隣接する建物が一個人の所有財産であり、それ  
を守ることが公益に当たるとはみなされない場合。

ウ 空き家からの落雪などにより及ぼされるおそれのある人的危害から、逃れるための自己防  
衛が可能と判断される場合

(4) 除雪等以外の対応

空き家からの落雪などによって危害が及ぶおそれがある当該空き家の近隣住人に対し、要望  
により、危険な状態が排除されるまでの一定期間内で、公営住宅を緊急避難施設として使用さ  
せることができるものとする。

## 第2節 除雪・排雪計画

## ～ 円滑な交通の確保を図るために ～

## 1 計画の基本的な考え方

冬季において夏期と同様に、市民が安全で、活発な経済活動と円滑な交通の確保を図るため、道路網を中心とした除雪体制の整備を図るものとする。

## 2 道路の除雪

道路の除雪は毎年定める「村山市除雪計画」に基づくほか、交通障害の未然防止のため、下記の基準を定める。

## (1) 除雪作業

## ア 出動基準

## (ア) 車線除雪

新雪深が概ね10cm以上又はそれに達すると見込まれるとき。

## (イ) 歩道除雪

新雪深が概ね10cm以上又はそれに達すると見込まれるとき。

## イ 作業時間

除雪作業の完了は概ね午前7時を目途に実施する。

## (2) 除雪方法

除雪ドーザー、除雪グレーダー、除雪ロータリーによる機械除雪について業務委託して実施する。その他、融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーティング）、流雪施設（流雪溝、消融雪溝）により実施する。

## (3) 雪押場

市民の協力を得て雪押場を確保し、除雪した雪を道路外に押し排雪する。

## (4) 道路の待避所

狭小道路における待避所の設置を計画的に進める。

## (5) 助成制度を活用した地域の除雪

## 3 排雪計画

市は住宅地の除雪のために、あらかじめ指定する場所を雪捨場とし確保する。

## 4 除雪対策本部の設置

毎年冬期には、除雪対策本部を設置し、除雪計画に基づいた除雪作業を計画的かつ円滑に実施するものとする。

## 5 市豪雪対策本部の設置

## (1) 設置基準

村山市消防署敷地内観測所（村山市中央）の積雪が100cmに達したとき・楯岡の他7地区観測所のそれぞれの積雪深を考慮し、住民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあり、引き続き降雪が見込まれるとき、村山市豪雪対策本部を設置し、総合的な豪雪対策を推進する。それに伴い、応急対策に従事する職員を適宜配置する。

## (2) 本部の構成、事務分掌

ア 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

イ 本部長は、副市長、副本部長は教育長をもってあてる。

ウ 本部長は、対策本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

## (3) 本部会議と設置の通知

本部の設置に当たっては、本部会議を開催するとともに、県、村山警察署などへ設置を通知する。

(4) 本部の解散

本部は雪解けを待って、3月を目途に解散するものとする。融雪等の災害が懸念される時は、引き続き警戒するものとする。

(5) 市災害対策本部への昇格

豪雪のうち特に甚大な被害をもたらしたとき、又はそのおそれがあるとき、市災害対策本部を設置する。

## 第2章 道路災害対策計画

## ～ 大規模な交通事故が発生した場合に ～

## 1 計画の基本的な考え方

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のため、道路管理者、警察、消防機関が災害応急活動を実施する。

## 2 被害情報等の伝達

## (1) 関係機関への通報

道路管理者、警察及び市消防本部のうち、通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。

## (2) 被害調査と県への報告

市は、被害の状況を調査し県に報告する。

## 3 活動体制及び広域応援体制の確立

## (1) 災害対策本部の設置

道路管理者、県、市、関係機関は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

## (2) 広域応援要請

県及び市は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県、他市町村に対して応援を要請する。

## 4 応急対策の実施

## (1) 被害拡大の防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる。

## ア 通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害による道路の破損やその他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

## イ 道路利用者及び一般市民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合、直ちに警察、関係機関及び道路交  
通情報センター等に連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システムにより広報を行う。

## (2) 消火、救助に関する措置

ア 市消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 道路管理者は、市町村等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出、放置に対する応急対策

危険物の流出が認められるときは、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動に当たる。

ア 二次災害の防止

- (ア) 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染の未然防止に必要な措置を講ずる。
- (イ) 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (ウ) 有害物質が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査する。

イ 市民の安全確保

市及び警察等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、市民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

### 第3章 列車災害対策計画

#### ～ 鉄道路における大規模な災害が発生した場合に ～

#### 第1節 列車災害予防計画

##### 1 計画の基本的な考え方

列車の脱線・転覆等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施するための災害予防対策について定める。

##### 2 防災体制の整備

市は、列車災害発生時の県及び関係機関との情報連絡体制を確認し、平時から連携の強化に努める。

##### 3 施設面の災害予防

- (1) 道路（市道）管理者（市長）及び鉄道事業者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。
- (2) 道路（市道）管理者（市長）及び鉄道事業者は、線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に関係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

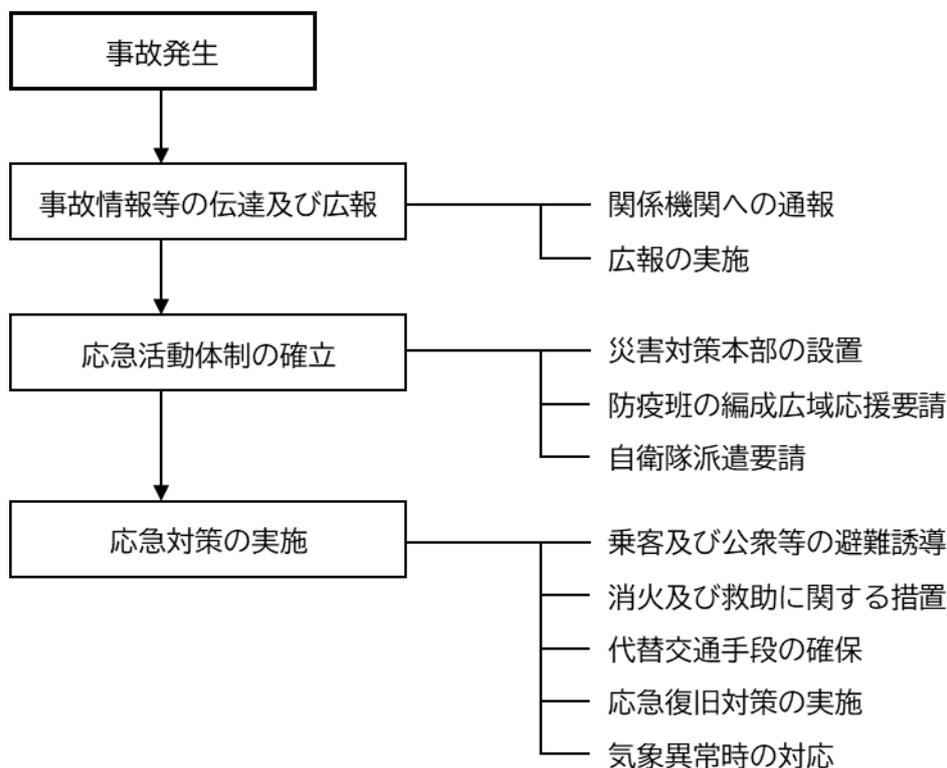
## 第2節 列車災害応急計画

### 1 計画の基本的な考え方

市及び鉄道事業者、警察、その他行政機関は、鉄道路における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生や被害の拡大防止のため災害応急活動を実施する。

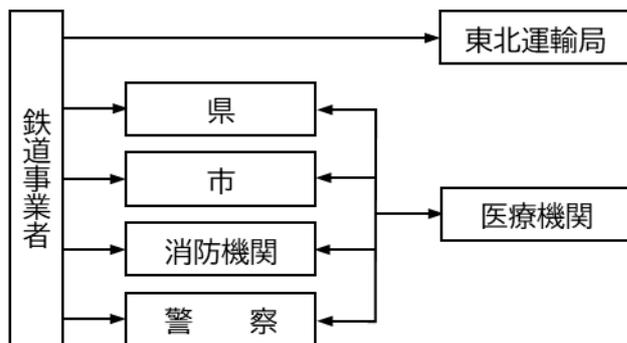
### 2 鉄道路（鉄道事業者）災害応急計画フロー

列車事故が発生した場合、鉄道事業者は、次の系統により、迅速かつ適確に応急対策を実施する。



### 3 事故情報等の伝達及び広報

(1) 鉄道事業者は、事故情報の伝達は、鉄道事業者により次の経路により、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について、速やかに関係機関に対して通報する。



## (2) 広報

鉄道事業者は、正確な情報を迅速に提供して混乱の防止を図るため、被災者の家族等並びに旅客及び一般住民等に対して広報する。

## 4 応急活動体制の確立

### (1) 災害対策本部の設置

鉄道事業者、県警察本部、消防機関、県、市町村、医療機関その他関係機関は、事故・災害の状況により、各組織内に災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ、現地に関係機関合同の応急対策の拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

### (2) 広域応援要請

市は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

## 5 乗客及び公衆等の避難誘導

駅長等は、地震の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに乗客及び公衆等を誘導案内する。

また、市長から避難指示等があった場合、又は自駅の避難場所も危険な状態になる場合は、駅長等は市長と協議、調整のうえ、最寄りの適切な避難場所へ乗客及び公衆等を誘導案内する。

## 6 消火及び救助活動

(1) 地震その他の原因により火災が発生した場合は、通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。

(2) 災害等により負傷者が発生した場合は、消防機関、警察等に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。

(3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合、市災害対策本部は、防災関係機関及び他の地方自治体に対し応援要請を行う。

(4) 市消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

## 7 応急復旧

災害の復旧に当たっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

## 第4章 航空災害対策計画

### ～ 航空機等、大規模な災害が発生した場合に ～

#### 第1節 航空災害予防計画

##### 1 計画の基本的な考え方

航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施するための災害予防対策について定める。

##### 2 防災体制の整備

市は、県及び関係機関との連携を緊密にし、情報収集、伝達方法等の体制の整備と徹底を図るものとする。

##### 3 施設の点検

航空事業者は、災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるものとする。

#### 第2節 航空災害応急計画

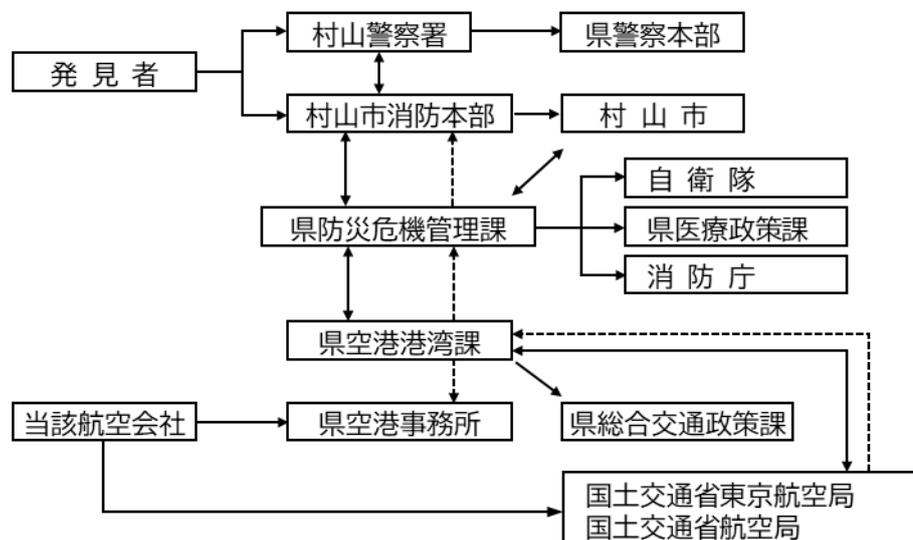
##### 1 計画の基本的な考え方

航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止を図るために実施する災害応急対策について定める。

##### 2 事故状況の把握及び広報

###### (1) 事故情報の収集、伝達

航空機事故が発生した場合、市及び防災関係各機関は、次の伝達系統により、迅速かつ適確に事故情報を伝達する。



(※ -----> 国土交通省から事故情報の第1報があった場合)

(2) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動を行うに当たっては、県、警察機関及び防災関係各機関との連絡、調整を密にし、被害状況及び避難指示等の情報を適確、迅速に伝えるように努める。

イ 周辺住民等への広報

市及び村山警察署は、県及び警察機関との協議のうえ、防災行政無線・広報車等で、避難指示等について広報を行う。

3 消火救難活動体制

- (1) 県及び関係団体と協議の上、第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」に準じて速やかに応急体制を確立する。
- (2) 「山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴う災害、発生した場合の連絡、調整に関する協定書」に基づき、県との緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、航空機火災の防御に万全の体制を図る。
- (3) 二次災害としての火災対策は、別に定める「村山市消防計画」によるものとする。

資料編：山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴う災害、発生した場合の連絡、調整に関する協定書

## 第5章 放射線対策計画

## ～ 放射線量の適切な確認により、市民生活を安心安全に ～

## 1 計画の基本的な考え方

山形県内に原子力発電所（以下「原発」という。）は立地していないが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災での東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故のように、隣接県にある原発施設が自然災害等による破壊、又は大規模な事故等の発生により施設から放出される放射性物質及び放射線が拡散し、風に乗るなどして村山市にも到達した場合、市民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が市民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがある。

そのため、市民が安心して安全な生活が送れるよう、万が一の事態に備え、放射線対策のための危機管理体制を構築するものである。

## 2 放射線対策の具体的な方針

- (1) 対策組織体制の強化（市災害対策本部内への放射線対策班の設置）
- (2) 空間放射線量の定期的な測定と市民への公表
- (3) 学校施設、保育施設等、必要に応じた放射線量測定の強化
- (4) 県やJA等生産者団体と一体となった風評被害対策の実施

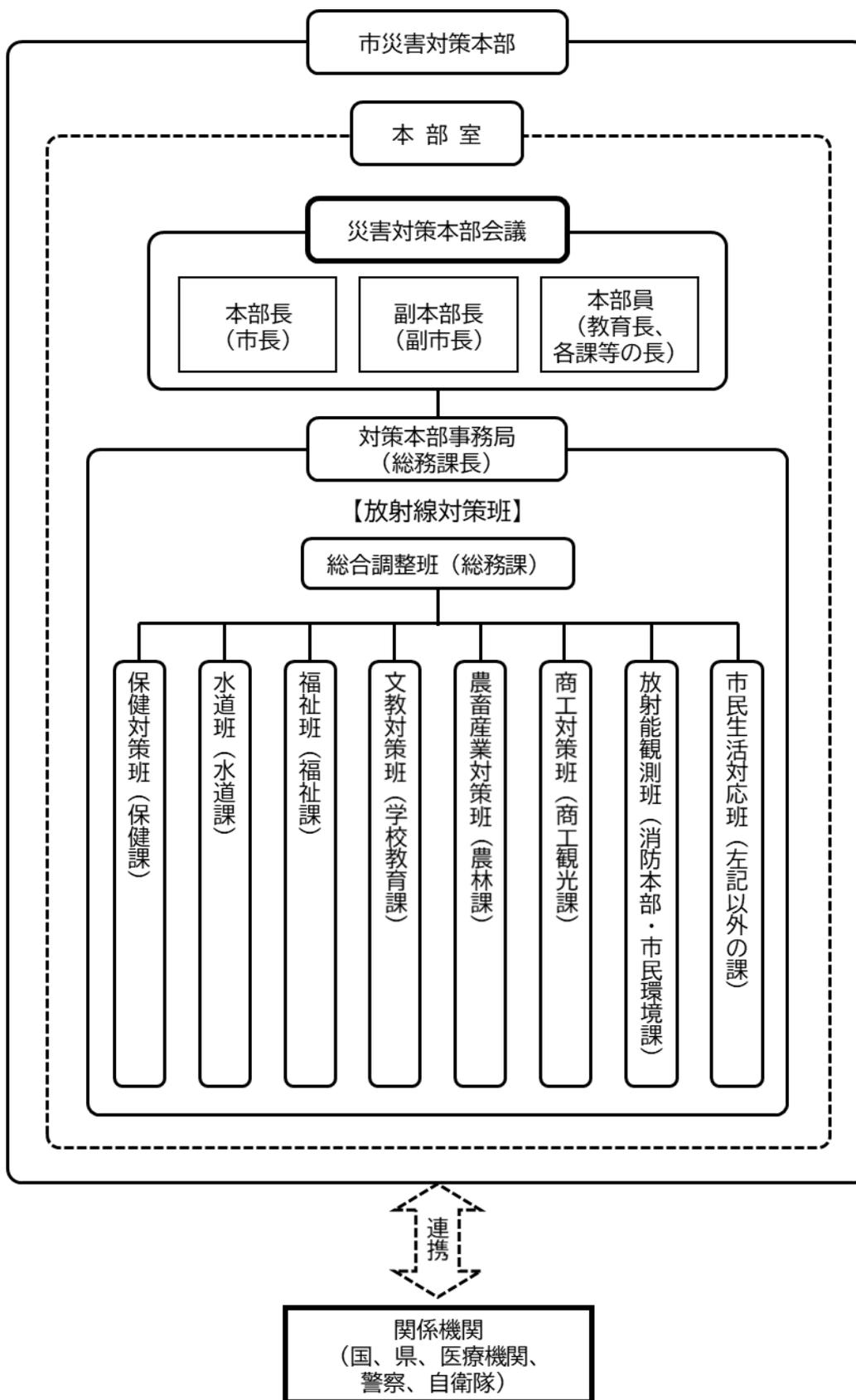
## 3 対策組織体制の強化

市災害対策本部の中に、放射線に対する危機管理体制として「放射線対策班」を設置し、国、県等の外部機関からの情報収集、市庁内での情報共有を図り対策を万全にしていける。

## (1) 放射線対策に関する危機管理体制

班名	主な業務	班長	副班長
総合調整班	情報の収集整理、各対応班および各課等の連絡調整、会議等の開催、広報	総務課長	総務課 課長補佐
保健対策班	放射線の人体への影響に関する健康相談窓口の設置	保健課長	保健課 課長補佐
水道班	水道の安全管理、飲料水の確保、水道水の放射性物質の検査（情報収集）	水道課長	水道課 課長補佐
福祉班	高齢者施設、保育園・認定こども園等の健康管理指導	福祉課長	福祉課 課長補佐
文教対策班	児童・生徒の健康管理指導、学校の臨時休業対策、学校施設の安全管理指導	学校教育課長	学校教育課 課長補佐
農畜産業対策班	農畜産物の安全確認、風評被害への対応	農林課長	農林課 課長補佐
商工対策班	流通の状況把握、物流の確保、企業等への情報提供、風評被害への対応	商工観光課長	商工観光課 課長補佐
放射能観測班	放射線量の測定、市内観測地点の情報収集、下水汚泥中の放射性物質測定（情報収集）	消防長	市民環境課長
市民生活対応班	その他、市民生活の安全、財産の被害等に関すること	上記以外の課等の長	左記の課長補佐

(2) 放射線対策に関する危機管理体制図



#### 4 空間放射線量の定期的な測定と市民への公表

##### (1) 市による空間放射線量モニタリング

国又は県が策定する計画により市が空間放射線量測定を実施する場合は、当該計画にしたがって測定を実施する。

##### ア 測定方針

山形県が策定する指針又は計画による。

##### イ 測定箇所

測定箇所は、平成23年3月11日の原発事故発生以降の測定結果（バックグラウンドデータ）がある以下の4地点を設定する。また、測定地点は原則変更しないこととし、やむなく変更する場合は、県と協議する。

##### (ア) 市役所前広場

##### (イ) 北山グラウンド

##### (ウ) 金谷運動広場

##### (エ) 旧大高根中学校グラウンド

##### ウ 測定方法

測定方法は、山形県が策定する指針又は計画に基づき、測定器の時定数を10秒にし、地上から高さ1メートル及び高さ50センチメートルの地点をそれぞれ30秒ごと5回ずつ測定し、その平均値を出す。

##### (2) 国等で設置するモニタリングポストによる測定

国の機関（原子力規制委員会原子力規制庁）では、福島第一原子力発電所の事故による影響を隣接する県においても継続的に空間放射線量をモニタリングしていくことを目的に、山形県内26箇所にモニタリングポストを設置し、リアルタイムで10分毎に原子力規制委員会原子力規制庁のホームページで測定結果を公表している。村山市内では、県環境科学研究センター及び消防本部敷地の南西角に設置されており、市の対策においてもそのデータを活用していく。

#### 5 学校施設、保育施設等、必要に応じた放射線量測定の強化

放射線の人体への影響については、幼児、子どもは、成長に伴って活発に細胞増殖が行われているため、成人した大人に比べて放射線の感受性が高く影響が大きく出るおそれがある。\*

（\*細胞増殖が盛んな組織ほど放射線の感受性が高い傾向にある（ベルゴニー・トリボンドーの法則）による。）

このため、4の(1)により実施する空間放射線量の測定のほかに、小中学校及び保育施設における放射線量の調査を必要に応じ実施する。

##### (1) 必要と思われる測定箇所

ア 雨どいや側溝、花壇植栽等、国のガイドラインで周辺より放射線量が高い可能性があると考えられている施設周辺の場所

イ 通学路

ウ プールサイド

##### (2) 実施主体

測定の実施主体は、各施設を所管する課等とするが、放射能観測班の協力を得て実施するものとする。

##### (3) 測定方法

測定方法は、国のガイドラインに基づき適切に実施する。

## 6 局所的に高い線量を示すと思われる場所の調査について

雨どいや側溝、花壇植栽など国のガイドラインで周辺より放射線量が高い可能性があるとして示されている箇所の放射線量の測定（以下「周辺調査」という。）を必要に応じ実施する。

## (1) 周辺調査対象施設の考え方

保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校等の子どもが多く集まる施設や市役所や村山市民会館、飴葉プラザ等の市有施設、及び、都市公園、児童遊園等の子どもが多く集まる施設等を中心に調査する。

また、地域住民のニーズを踏まえ、順次対象施設を追加する。

## (2) 測定方法

測定方法については、国のガイドラインに基づき、以下のとおりとする。

ア 測定器の設定は、 $\mu\text{S}$ にする。

イ 施設の平均的な放射線量を測定する（時定数を10秒にし、地表1メートルの高さで30秒ごと5回測定し、その平均値を出す。

ウ 次に、測定器の時定数を3秒とし、対象施設敷地中の高いと思われる箇所を、地表1メートルの高さでゆっくり移動しながら測定する。（1秒間に3センチメートルの速度で）

エ ウの測定で平均値より毎時1マイクロシーベルト以上の数値を検出した場合、測定器の時定数を10秒にし、地表1メートルの地点と1センチメートルの地点を30秒ごと5回ずつ測定する。

オ ウの測定で、イで測定した平均値の2倍の数値を示した場合、測定器の時定数を10秒にし、地表1メートルの地点を30秒ごと5回測定する。

カ エの測定で地表から1メートルの地点の測定値の平均が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い値を示した場合、周辺をバリケード等で近寄れないようにする対策を取り、県へ報告する。その後で、簡易な除染等の対策をとる。

キ 簡易な除染の方法は、汚染された土等を土のう袋（耐水性）に詰め、敷地内に深さ50センチメートルほどの穴を掘って、ブルーシート（耐水性）を敷いた上に置く。その上にブルーシート（耐水性）をかぶせて、その上から30cmほど汚染されていない土をかぶせる。

ク 周辺より毎時1マイクロシーベルト以上の数値が出た場合、県へ連絡するとともに、関係課長、施設の管理者、総務課長、総務課課長補佐を通じ市長、副市長に連絡する。副市長の指示を受け、関係者による緊急会議を設け、対応を協議する。

## (3) 調査体制（班編成）

調査する際の班編成は以下のとおりとする。

ア 1班当たりの人数は3人とする。

イ 班員の編成は、原則、放射能観測班から1名、施設等を所管する課等から2名とする。

## (4) 調査結果の報告

周辺調査した結果について、放射能観測班は、定期的にその結果を取りまとめ、市ホームページ等で公表するとともに、必要に応じて県に報告するものとする。

## (5) 周辺より放射線量の高い箇所があった場合の対応

地表から1メートルの空間放射線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上の高い数値が測定された場合には、放射能観測班は速やかに県に報告し、県は国に報告するものとする。

また、市において民間団体が公表した測定結果で、前述同様の情報を入手した場合にも県に報告するものとし、県は国に報告するものとする。

(6) (5) に対する「簡易な除染」の実施

「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について（平成23年10月21日、文部科学省発出）」、「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」（平成23年10月21日、内閣府、文部科学省、環境省発出）」、「放射線測定に関するガイドライン（平成23年10月21日、文部科学省、日本原子力研究開発機構発出）」（以下、「国ガイドライン」という）に基づき、施設等を所管する課等において実施するものとする。なお、放射能観測班は、簡易な除染後の放射線量の再測定を行い、その結果を除染状況とあわせて県に報告するものとする。

(7) 「簡易な除染」実施後も毎時1マイクロシーベルト以上測定される場合、市において除染対策が困難な場合については、国ガイドラインに基づき、個別に市、県及び国等の関係機関が連携を図りながら対応するものとする。

7 その他の調査

前述した測定及び調査のほか、以下について国、県と一体となった測定及び調査を、情勢により必要に応じ実施する。

- (1) 水道水の放射性物質検査
- (2) 災害廃棄物搬入施設周辺の空間放射線量の測定
- (3) その他、情勢により必要に応じ実施する。

8 風評被害対策の実施

市は、市の特産である農畜産物や工業製品、また、観光業等に対する風評被害に対し、国、県及びJA等の生産者団体や、旅館、ホテル等の観光業者等と連携し適切に対処し、被害防止に努めるものとする。

